

平成 29 年

第9回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第9回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 平成29年8月21日
訓子府町招集通知の日 平成29年8月21日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 平成29年8月28日(月)午後6時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 坂本 稔	2. 上杉 三郎	3. 高城 美恵
4. 林 浩幸	5. 中村 一博	6. 武藤 一仁
7. 細川 孝雄	8. 宮本 憲司	9. 寺町 昌恭
10. 長谷川喜代司	11. 鎌田 勝子	12. 稲邊 文男
13. 石澤 和也	14. 井幡 孝一	

欠席委員

署名委員

5. 中村 一博 6. 武藤 一仁

事務局職員

事務局長 中山信也
振興係長 今田和則

提出議案

議案第1号 土地の現況証明について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

中山局長	第9回農業委員会の開会にあたり、坂本会長よりご挨拶を申し上げます。
中山局長	——坂本会長挨拶—— これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。坂本会長よろしくお願ひいたします。
議長 (坂本会長)	前段のあっせん審議会で時間がかかったため定刻より1時間遅くなりましたが、ただいまから平成29年第9回農業委員会を開会いたします。
中山局長	ただちに、本日の会議を開きます。 事務局より「諸般の報告」をお願いします。
議長	ご報告を申しあげます。 本日の出席委員数は14名全員の出席であります。 本日の議件は議案が5件、報告が2件でございます。本日の議事録署名委員は5番中村委員、6番武藤委員にお願いします。
	——議案第1号——
議長 今田係長	議案第1号を上程します。事務局説明願います。 議案書1ページ目の議案第1号について説明する前に、現況証明について説明いたします。 現況証明とは、登記簿上の田、畠、牧場の地目をそれ以外に変更するため、法務局に提出する際に必要となり、行政サービスの一環として行っているものでありますが、法的に定められた証明書ではないため、これをもって非農地となる訳ではありませんのでご注意願います。それでは、議案第1号について説明いたします。 申請は1件でございます。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 今回、審議いただく1件については、前段のあっせん審議会にて現地確認いただいている農地であります。 説明については以上です。
議長 林委員 議長	審議に入る前に担当委員から何かござりますか。 特にありません。 それでは、審議に入れます。 この件について、何か質問ございませんか。
議長	——ありませんの声—— 無いようなので、可決決定いたします。
	——議案第2号——
議長 今田係長	議案第2号を上程します。事務局説明願います。 議案書2ページ目の議案第2号について説明する前に、農地法第4

	<p>条について説明いたします。</p> <p>農地法第4条とこのあと説明いたします農地法第5条は、農地転用に関する事項となり、農地法第4条は自己所有農地を自ら農地以外に転用するために農業委員会等の許可が必要となるものであります。</p> <p>それでは、議案第2号について説明いたします。</p> <p>申請は1件でございます。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>今回、審議していただく1件は、前段のあっせん審議会において現地にて確認いただいた農地であり、牛舎を建設するために申請があつたものです。</p> <p>農地転用の概要は、建築面積991.80平方メートル、通路兼作業スペースが1,979.20平方メートルの計2,971平方メートルであります。</p> <p>資金計画につきましては、事業費として牛舎建設費用7,500万円、整地費800万円、設備費1,700万円の合計1億円となり、全額を金融機関からの借り入れにて調達することとしております。又、農用地区域の用途変更につきましては、8月17日付で北海道才ホーツク総合振興局から認可が下りております。</p> <p>なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。</p> <p>説明については以上です。</p>
議長 林委員長 議長	<p>審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>無いようなので、可決決定いたします。</p>
	——議案第3号——
議長 今田係長	<p>議案第3号を上程いたします。事務局説明願います。</p> <p>議案書3ページ目の議案第3号について説明する前に、農地法第5条について説明いたします。</p> <p>先ほど農地法第4条について説明いたしましたが、農地法第5条は自己所有農地を所有者以外の者が売買又は賃貸借等を伴って農地以外に転用するために農業委員会等の許可が必要となるものであります。</p> <p>それでは、議案第3号について説明いたします。</p> <p>申請は2件でございます。</p> <p>(1件目を議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>

今田係長

今回、審議していただく1件目は、前段のあせん審議会において現地にて確認いただいた農地であり、農家住宅を建設するために申請があつたものです。

農地転用の概要は、住宅用地144平方メートル、駐車場スペース118平方メートル、通路・庭等209平方メートルの合計471平方メートルであります。

資金計画につきましては、事業費として住宅建設費用2,500万円となり、全額を金融機関からの借り入れにて調達することとしております。又、農用地区域の除外につきましては、8月17日付で北海道才ホーツク総合振興局から認可が下りております。

引き続き2件目を説明いたします。

(2件目を議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

今田係長

今回、審議していただく2件目は、1件目同様、前段のあせん審議会において現地にて確認いただいた農地であり、農業倉庫を建設するために申請があつたものです。

農地転用の概要は、D型ハウス用地213.84平方メートル、通路666.16平方メートルの合計880平方メートルであります。

資金計画につきましては、事業費としてD型ハウス建設費用290万円となり、全額を自己資金にて調達することとしております。又、農用地区域の除外につきましては、8月17日付で北海道才ホーツク総合振興局から認可が下りております。

なお、2件とも転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。

説明については以上です。

議長
上杉委員

1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。

議長

特にありません。

議長

それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長

無いようなので、可決決定いたします。

議長

2件目の審議の前に、担当委員は私ですが、特に問題はありません。

それでは、2件目の審議に入れます、何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長

無いようなので、可決決定いたします。

——議案第4号——

議長

議案第4号を上程いたします。事務局説明願います。

今田係長	<p>議案書4ページ目の議案第4号について説明する前に、農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>農地の売買又は賃貸借等については、農地法による許可とこの農用地利用集積計画によるものがあります。</p> <p>農用地利用集積計画の場合は農業委員会の「あっせん」による農地の受け渡しとなり、出し手と受け手双方ともに手続きが煩雑にならないことと、告示行為となるので契約書が不要となること。賃貸借の場合は農地法のような法定更新（自動更新）が無いので、期日が到来すると期間満了となること。売買の場合は譲渡所得の控除の優遇措置などがあります。</p> <p>それでは、議案第4号について説明いたします。</p> <p>申請は売買のみ1件でございます。</p> <p>(以下議案により説明を行い、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>本件は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上の農作業従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等は満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>無いようなので、可決決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">——議案第5号——</p>
議長 石澤委員	
議長	
議長	
議長	
議長 中山局長	<p>議案第5号を上程いたします。事務局説明願います。</p> <p>議案第5号について説明いたします。議案書5ページ目及び別紙になります。</p> <p>(以下議案により説明。)</p> <p>説明については以上です。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>2点質問します。1つは遊休農地1ヘクタールありますがどこの農地か。</p> <p>先日、農地パトロールを行いました開盛にある〇〇さんの農地になります。</p> <p>もう1つは集積面積の定義はあるのか。</p> <p>これについては、担い手農家が持っている農地面積となります。</p> <p>他に質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>無いようなので、可決決定いたします。</p>
武藤委員 中山局長 議長 議長	

	——報告第1号——
議長 今田係長	<p>報告第1号について、事務局説明願います。</p> <p>議案書6ページ目の報告第1号について説明する前に、農地法第3条の3第1項について説明いたします。</p> <p>これは、「相続」、「法人の合併・分割」、「時効」等による農地法の許可を経ないで権利を取得した場合は農業委員会に届出をしなければならないこととなっており、届出があった場合は農業委員会総会にて報告することになります。</p> <p>それでは、報告第1号について説明いたします。</p> <p>届出は1件でございます。</p> <p>(以下議案により説明。)</p> <p>説明については以上です。</p> <p>皆さんから何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>無いようなので、報告第1号を終わります。</p>
今田係長 議長 議長	——報告第2号——
議長 今田係長	<p>報告第2号について、事務局説明願います。</p> <p>議案書7ページ目の報告第2号について説明する前に、農地法第18条第6項について説明いたします。</p> <p>農地の賃貸借又は使用貸借を解約する場合は、基本的に知事の許可が必要になりますが、出し手・受け手双方が合意して解約した場合は、知事の許可を要しないで農業委員会に通知することとしており、通知があった場合は農業委員会総会にて報告することになります。</p> <p>それでは、報告第2号について説明いたします。</p> <p>通知は3件でございます。</p> <p>(以下議案により説明。)</p> <p>説明については以上です。</p> <p>1件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>2件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>3件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>無いようなので、報告第2号を終わります。</p>
議長	以上で本日の議件を全部終了いたしました。

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

平成29年8月28日

訓子府町農業委員会

会長 坂本 稔

議長

署名委員5番

署名委員6番